

# 会計・開示ダイジェスト

## 会計及び開示を巡る動向 2025年4月号

No.25-05

有限責任 あずさ監査法人



会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

## 1. 企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会（JICPA）及びサステナビリティ基準委員会（SSBJ）

### 【公開草案】

#### 「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等の公表

ASBJは2025年4月23日に企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等（以下「本公開草案」という）を公表しました。

本公開草案は、中間財務諸表と四半期財務諸表の会計基準等を統合した期中財務諸表に関する会計基準等を開発することを提案するものです。

本公開草案では、基本的に従来の中間財務諸表と四半期財務諸表に関する取扱いを引き継ぐほか、企業の報告の頻度（年次、半期、または四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用しています。これに伴い、期中財務諸表の有価証券の減損処理と棚卸資産の簿価切下げに係る方法については、洗替法を原則とすること等が提案されています。

本公開草案は、最終化された会計基準等の公表後、最初に到来する年の4月1日以降開始する年度の最初の期中会計期間からの適用とし、早期適用は定めないことが提案されています。また、経過措置として、本会計基準案等の定めに従い会計方針を変更する場合、新たな会計方針を適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用することが提案されています。

コメント期限は、2025年6月30日です。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説（2025年5月16日）](#)

### 【Information】

#### 有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）の公表

SSBJ及び財務会計基準機構は、サステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）に基づく開示を検討するにあたり参考にできるよう、「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」を公表しました。

当該作成要領は、財務会計基準機構が発行する「有価証券報告書の作成要領」（2025年3月期提出用）の分冊であり、双方を合わせて利用することが想定されています。

### 2025年4月SSBJハンドブックの公表

SSBJは、SSBJ基準を利用する関係者のニーズが高い論点に関して、SSBJ事務局が作成する解説資料を「SSBJハンドブック」として随時公表することとしています。当該ハンドブックは、SSBJの審議を経ずに公表され、SSBJ基準を構成しないため、その内容に従わない場合であってもSSBJ基準に準拠している旨を表明することができるかとされています。

SSBJ事務局は、2025年4月30日に、以下のSSBJハンドブックを公表しました。

- サステナビリティ開示基準で要求する情報の相互参照が認められる場合
- 当報告期間中に企業結合が生じた場合のサステナビリティ関連財務情報の開示
- 財務的影響の開示の対象となるサステナビリティ関連のリスク及び機会
- 財務的影響の開示と財務諸表との関係
- 財務的影響に関する定量的情報の開示が免除される場合
- 地球温暖化係数

## 2. 東京証券取引所

今月、特にお知らせする事項はありません。

## 3. 金融庁

### **【Information】**

#### 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和7年度）

金融庁は、2025年4月1日に、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和7年度）」を公表しました。

2024年度（令和6年度）の審査結果では、サステナビリティに関する考え方及び取組（ガバナンス、リスク管理、戦略並びに指標及び目標、人的資本、参照方式）、従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等（コーポレート・ガバナンスの概要、内部監査の状況、政策保有株式）において、前年度の審査結果と同様の課題が識別されています。

2025年度（令和7年度）の法令改正等関係審査及び重点テーマ審査の対象は次のとおりです。

(法令改正等関係審査)

- (1) 重要な契約等の開示
- (2) 政策保有株式及び純投資目的の株式の開示
- (3) 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価の範囲
- (4) 株主総会前の適切な情報提供

(重点テーマ審査)

- (1) サステナビリティに関する企業の取組の開示
- (2) コーポレート・ガバナンスに関する開示 (政策保有株式関連の開示を含む)

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説 \(2025年4月15日\)](#)

## 4. 経済産業省 (METI)

### 【Information】

#### 『稼ぐ力』を強化する取締役会5原則』、『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンスガイダンス』の公表

経済産業省は2025年4月30日、「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会(会議は非公開)における議論を踏まえ、『稼ぐ力』を強化する取締役会5原則』、『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンスガイダンス』を公表しました。

『稼ぐ力』を強化する取締役会5原則』では、「稼ぐ力」の強化に向けた企業経営を行ううえで、取締役会が踏まえるべき内容を、経営陣がとるべき行動と対比する形で整理されています。また、『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンスガイダンス』では、各企業において「稼ぐ力」を強化するためのコーポレートガバナンスの取組みを進めるにあたり、前提となる考え方、取組みの進め方、検討ポイント・取組み例及び企業事例が提示されています。

## 5. 欧州委員会 (EC)

### 【法令】

#### 「CSRD等の適用延期に関する指令」

EUでは、CSRD及びCSDDDの適用延期に関する指令 (DIRECTIVE (EU) 2025/794) が2025年4月16日に官報に掲載されており、各EU加盟国は2025年12月末までに同指令を国内法制化することが求められています。

KPMG関連資料：[オムニバス法案の解説記事「EU releases Omnibus proposals」](#)

## 6. 国際会計基準審議会 (IASB)、IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)

### 【公開草案】

#### ISSB、公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する改正 (IFRS S2号の修正案)」を公表

ISSBは、2025年4月28日に公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する改正 (IFRS S2号の修正案)」を公表しました。

本公開草案は、温室効果ガス排出（以下「GHG排出」という）の測定・開示に対する実務上の課題に対処するためにIFRS S2号「気候関連開示」を改正し、開示要求の一部免除や明確化を行うことを提案するものです。

本公開草案では、GHG排出の測定・開示に関して以下が提案されています。

- ① スコープ3カテゴリー15の測定・開示対象をファイナンスド・エミッションの一部に限定するとともに、デリバティブに関する排出の開示をしないことを容認
- ② ファイナンスド・エミッションの開示における産業別分類において、一定の要件を満たす場合、世界産業分類基準 (GICS) 以外の分類基準も利用することを容認
- ③ 法域の当局または取引所によって報告企業グループの一部のみに対してGHGプロトコル以外のGHG排出の測定方法の利用が要求されている場合でも、GHGプロトコル以外の方法が利用可能であることを明確化
- ④ 法域の当局または取引所によって最新の「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC) 評価とは異なる地球温暖化係数を利用する場合、当該係数を利用することを容認

コメント期限は2025年6月27日です。ISSBは、2025年後半に寄せられたコメントを検討後、可能な限り早期に改訂後の基準を適用可能とすることを予定しています。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説 \(2025年5月14日\)](#)

## 7. 米国財務会計基準審議会 (FASB)

### 【公開草案】

#### ASU案「債務-条件変更及び消滅 (サブトピック470-50) 及び負債-負債の消滅 (サブトピック405-20)：債務の交換の会計」

FASBは、2025年4月に、新たな債務の発行と既存の債務の決済が同時に行われる負債性金融商品の交換取引が一定の要求事項を満たす場合、債務者は既存の債務の条件変更ではなく、新たな債務の発行と既存の債務の消滅があったものとして会計処理するように改めることを提案するASU案を公表しました。

現行の会計基準では、企業が自ら発行する債務について条件変更や交換を行った場合、既存の債務の条件変更として会計処理するか、新たな債務の発行と既存の債務の消滅として会計処理するかを、既存の債務と新たな債務が「かなり異なる (substantially different)」契約条件を有するかどうかに基づき決定する必要があります。

本ASU案は、企業が新たな債務の発行を行うとともに既存の債務の決済を行い、これに関連して同一の債務者と債権者の間で現金の授受が同時に行われる取引については、新たな

債務の債権者が複数存在し、かつ以下の2つの条件を満たす場合、新たな債務の発行と既存の債務の消滅として会計処理するように会計基準を修正することを提案しています。

- 既存の債務が契約条件に従って返済されている（償還されている）か、市場条件で買い戻されている
- 新たな債務が発行者の通常のマーケティング・プロセスに従って市場条件で発行されている

仮に、新たな債務の債務者が1名しかいないか、または債務の交換取引が上記の要件を満たさない場合、現行の定めがそのまま適用されます。

本ASU案は、適用開始日以降の負債性金融商品の交換取引について将来に向かって適用することが提案され、早期適用も認められています。なお、本ASU案に基づく改訂の発効日は本ASU案に寄せられたコメントを踏まえて決定されます。

コメント期限は2025年5月30日です。

## ■ 関連資料紹介

- 2025年3月期決算の留意事項（会計）
- 会社法決算の実務（第19版）
- しくみ図解 IFRS会計基準のポイント
- 必見！IFRS 18実践ポイント 第3回 純損益計算書における新たな3つの区分
- SSBJの審議動向

## ■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



## ■ 会計・開示コンテンツアーカイブのご紹介

会計・開示コンテンツをトピック別、業種別で絞込み、一覧表示することができます。

[kpmg.com/jp/search-tool](https://kpmg.com/jp/search-tool)



## ■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG日本は、KPMG日本のセミナーや、動画コンテンツを会員限定で提供するウェブサイト「KPMG Japan Insight Plus」を開設しました。

KPMG日本のナレッジを、ビジネストピック別にご紹介しているほか、会員登録の際にご興味のあるトピックを選択いただくと、その内容が定期的にメールにて配信されるサービスもご提供しています。

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

[azsa-accounting@jp.kpmg.com](mailto:azsa-accounting@jp.kpmg.com)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IAS®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

■ あずさ監査法人トップページ(Link)

■ 日本基準 (Link)

■ IFRS会計基準 (Link)

■ 米国基準 (Link)